重要事項説明書　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

（２０２６年１０月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　介護老人保健施設グリーンリーブズ赤枝
・経営母体　　医療法人赤枝会
・開設年月日　平成２年５月１日
・所在地　　神奈川県横浜市旭区上川井町２６９４－７
・電話番号　　電話　０４５－９２１－１１０３　　ＦＡＸ　０４５－９２１－３３５５
・管理者名　　村上　統
・介護保険指定番号　介護老人保健施設（１４５３２８０００５号）

（２）開設法人の概要

・代表者氏名　　須田　香澄
・他の事業　　赤枝病院・赤枝病院居宅介護支援事業所・三保の森クリニック
介護老人保健施設しょうじゅの里大和・居宅介護支援／訪問看護あさがお
サービス付き高齢者向け住宅タオルミーナ

（３）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設グリーンリーブズ赤枝の運営方針］

グリーンリーブズ赤枝は　確実に進む高齢社会の諸施策のひとつとして、平成２年５月に出来た老人保健施設です。平成１２年４月介護保険法新設により、介護老人保健施設として新たにスタートしました。当施設は病状が比較的安定している高齢者のために、看護・リハビリ・与薬等の医療サービスを提供すると共に、家庭復帰を目指し各種の日常サービスを行っています。また、家庭的な雰囲気のもとで高齢者の自立を支援するために、スタッフが家庭の皆様と一体となって家庭復帰をゴールとして自立へのバックアップをしています。

（４）施設の職員体制（2026 年 4 月 1 日）

	常勤換算	常　勤	非常勤	業務内容
・医　師	1.0	1		必要な医療の提供
・薬剤師	0.4		1	必要な薬剤業務の提供
・看護職員	10.1	4	10	必要な看護の提供
・介護職員	37.6	19	27	必要な介護の提供
・支援相談員	2.0	2		処遇上の相談
・理学療法士	3.0	3		機能訓練の提供
・作業療法士	3.0	3		機能訓練の提供
・言語聴覚士				機能訓練の提供
・管理栄養士	2.0	2		栄養面等の管理
・栄養士	0.4		1	栄養面等の管理
・介護支援専門員	1.6	1	2	必要なケアプランの作成
・事務職員	3.0	3		施設に必要な事務業務
・調理員	2.6		3	献立に基づく調理
・その他				

（５）入所定員等　　・定員　１０１名
・療養室　　個室　　１室　・　２人室　　６室　・　４人室　２２室

２．サービス内容　（別紙１－１、１－２）
① 施設サービス計画の立案
② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）と計画の立案
③ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食　　７時３０分～８時３０分
昼食　１１時３０分～１２時３０分
夕食　１７時３０分～１８時３０分

※ 食事開始時間・食事場所・食事メニュー・おやつに関しましては個々のご相談もお受けします。（別紙２）

④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
⑤ 医学的管理・看護
⑥ 介護（退所時の支援も行います）
⑦ リハビリテーション
⑧ 相談援助サービス
⑨ 栄養管理、栄養状態の管理
⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑪ 理美容サービス（原則月１回実施します。）
⑫ 時間外施設利用サービス
（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
⑬ 行政手続代行
⑭ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等
当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。
・併設医療機関
・名　称　　赤枝病院
・住　所　　神奈川県横浜市旭区上川井町５７８－２
・協力歯科医療機関
・名　称　　三保の森クリニック
・住　所　　神奈川県横浜市緑区三保町１９５－１

※緊急時の連絡先
なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

② 面会：午前は９：３０～１１：１５まで　午後は１４：００～１５：４５まで（３０分／回まで）

③ 消灯時間は２１：００

④ 外出・外泊は届出が必要。
（在宅復帰支援の為に外出・外泊を依頼する場合があります。）

④ 飲酒・喫煙は禁止する。

⑥ 火気の取扱いは厳禁とする。

⑦ 設備・備品の利用は相談による。

⑧ 所持品・備品等の持ち込みは、相談による。

⑨ 金銭・貴重品の管理は、相談による。

⑩ 宗教活動は不可。

⑪ ペットの持ち込みは不可。

⑫ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。

⑬ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

⑭ 施設職員への社会通念上相応な範囲を超える要求又は言動による各種ハラスメント行為は禁止する。

⑮ 入所中に入院が必要になった場合は退所扱いになります。

※　当施設では本人の状況・状態・病状によっては入所できない事もあります。（別紙３）

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓
・防災訓練　　年２回

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

※各相談窓口電話番号

・施設内相談窓口（支援相談員他）：　０４５－９２１－１１０３
・旭区高齢・障害支援課相談係　：　０４５－９５４－６１１６
・横浜市　はまふくコール　：　０４５－２６３－８０８４
・国保連苦情相談窓口　：　０４５－３２９－３４４７

８．身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

９．高齢者虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

② 虐待防止のための指針を整備する。

③ 虐待を防止するための研修を年２回以上実施する。

④ 施設長が責任者となり、各部署より担当者を設置する。

10．業務継続計画について

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。 また従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施いたします。

11．秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくは家族等に関する個人情報の利用目的を（別紙４）のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

② 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

12．緊急時の対応

① 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関・併設医療機関内歯科での診療を依頼することがあります。

② 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し緊急に連絡します。

13．事故発生時の対応

① サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

② 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、併設協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

14. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、採用後の１ヶ月以内、またその後随時に研修の機会を確保します。

15. 生産性向上について

当施設は業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当施設における入所者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をします。

16. ハラスメント行為の禁止について

当施設は職員の就業環境及び利用者への適切なサービス提供を確保するため、ハラスメント防止対策に関する基本指針を定め、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び利用者・家族等からのカスタマーハラスメントを含むあらゆるハラスメントの防止に取り組む。ハラスメント相談窓口を設置し、職員研修の実施、その他必要な措置を講じるものとする。

17. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

別紙１－１）

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

１．介護保険証の確認
ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金
（１）短期入所療養介護の基本料金
① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。
多床室・個室でも異なります。）
② 送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合　片道につき）加算されます。
なお、基本的には保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地以外の地域に
居住する方が送迎を依頼した場合に距離等により実費請求額をお支払いただきます。
③ 療養食（疾病治療用の食事）の提供をした場合には、加算されます。
④ 居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者の受け入れをした場合には、加算されます。
⑤ ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は､別途料金をいただきます。
⑥ 個別リハビリテーションの実施
個別にリハビリをした場合１日につき 加算されます。
⑦ 重度療養管理（要介護３・要介護４・要介護５）手厚い医療が必要な場合には、加算されます。
⑧ 介護職員処遇改善加算
介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た介護老人保健施設が、
入所に対し介護保健施設サービスを行った場合。(厚生労働大臣基準の全てに適合)
介護報酬総単位数（基本サービス費に各種加算を加えた額）に対して加算されます。

※　上記料金には地域区分単価が含まれます。

別紙１－２）

（２）介護予防短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。多床室・個室でも異なります。）

② 送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合　片道につき）加算されます。
なお、基本的には保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合に距離等により実費請求額をお支払いただきます。

③ 療養食（疾病治療用の食事）の提供をした場合には、加算されます。

④ ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は､別途料金をいただきます。

⑤ 個別リハビリテーションの実施
個別にリハビリをした場合１日につき 加算されます。

⑥ 介護職員処遇改善加算
介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た介護老人保健施設が、入所に対し介護保健施設サービスを行った場合。（厚生労働大臣基準の全てに適合）
介護報酬総単位数（基本サービス費に各種加算を加えた額）に対して加算されます。

※　上記料金には地域区分単価が含まれます。

（３）その他の料金

① 食費／１食ごとに異なります。
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 滞在費（療養室の利用費）／１日
・従来型個室　　・多床室　　ごとに異なります。
（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が１日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

※上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

③ 入所者が選定する特別な療養室料／１日
・個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④ 理美容代　　実費　（別途資料をご覧ください。）

⑤ その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

（４）支払い方法

・お支払い方法は、振込みでお願い致します。
毎月１５日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
お支払いいただきますと、次月請求書送付時に領収書を発行いたします。
※お支払い手数料につきましては、ご利用者負担となります。

別紙２）

食事について選べる項目

１　食事場所　　食堂 ・ 自室

２　食事時間　　延食（通常の食事時間～１時間以内）

３　食事形態　　①主食　　常食 ・ 全粥 ・ミキサー粥 ・ パン

②副食　　常菜 ・ 一口大 ・ キザミ ・ ミキサー

③乳製品　　牛乳 ・ ヨーグルト ・ ヤクルト ・ プリン

４　療養食　　貧血 ・ 胃潰瘍 ・ すい臓 ・ 糖尿病食（カロリー） ・ 腎臓食 ・

高脂血症食 ・ 肝臓食 ・ 痛風食

５　嗜好　　肉 ・ 魚 ・ 卵 ・ 乳製品 ・ 麺類

別紙３）

介護老人保健施設グリーンリーブズ赤枝　入所受け入れ基準

≪相談により受け入れ≫

1　胃瘻（人数制限あり）
2　嚥下困難
3　吸痰（回数制限あり）
4　インシュリン注射（人数制限あり）
5　人工肛門（ストマ）
6　人工透析（人数制限あり）
7　皮下輸液
8　その他感染性疾患（MRSA、緑膿菌、結核など）

≪受け入れ不可≫

1　病状が不安定で常時医療処置を必要とする
2　経鼻栄養
3　酸素を必要とする
4　気管切開
5　身体拘束が必要な状態
6　集団生活が困難
7　認知症で問題行動がある（夜間の大声等）

※ご不明な点がございましたらご相談ください。

別紙４）

個人情報の利用目的

（２００６年４月１日現在）

介護老人保健施設グリーンリーブズ赤枝では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等)、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供